

敦賀市立看護大学専攻科会議規則

平成30年3月27日  
敦賀市立看護大学規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、敦賀市立看護大学助産学専攻科規則（平成30年敦賀市立看護大学規則第1号。以下「専攻科規則」という。）第5条第6項及び公立大学法人敦賀市立看護大学の組織及び運営に関する基本規則（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規則第6号）第11条の3第2項の規定に基づき、敦賀市立看護大学助産学専攻科の専攻科会議の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 専攻科会議は、専攻科規則第5条第5項各号に定める事項について、学長が決定を行うにあたり意見を述べるために審議するほか、学長又は専攻科長が意見を求める教育及び研究に関する事項について審議する。

(会議)

第3条 専攻科会議は、専攻科長が招集し、その議長となる。

(定足数)

第4条 専攻科会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(表決)

第5条 専攻科会議の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の教職員の出席)

第6条 議長は、構成員以外の職員を会議に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

2 学長は、特に必要である場合には、会議に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

第7条 議長は、専攻科会議の議事について議事録を作成しなければならない。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。